

平成27年12月議会

第1委員会報告資料

1. 早良区地域交流センター(仮称)整備地・導入機能について	…	1	頁
2. 「福岡市地域防災計画」の修正について(平成28年度版)	…	3	頁
3. 「福岡市国民保護計画」の変更について	…	6	頁
4. 「福岡市男女共同参画基本計画(第3次)」の策定について	…	7	頁

【別冊資料】 福岡市男女共同参画基本計画(第3次) 原案

市 民 局

1. 早良区地域交流センター（仮称） 整備地・導入機能について

1. 整備の目的（第9次福岡市基本計画）

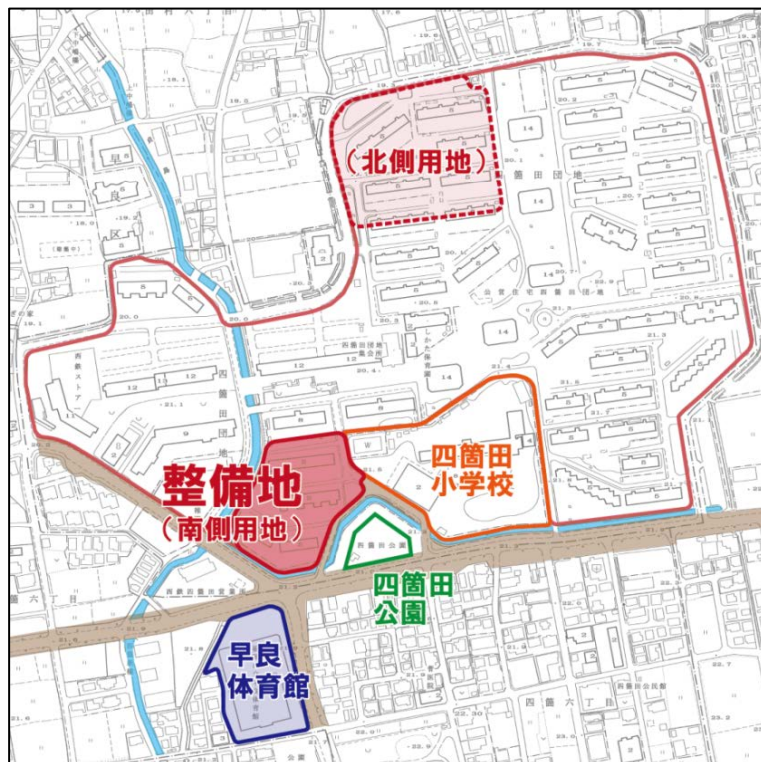
- 早良区中南部地域において、区レベルの行政サービスを補完する施設である地域交流センターを整備する

2. これまでの経緯

- 平成26年度に、候補地を、都市再生機構（以下「UR」という。）が実施する四箇田団地の集約型団地再生事業に伴い将来発生する2か所の用地とした
- 平成27年度に、地域などの意見を伺いながら、整備地や導入機能について具体的な検討を進めた

3. 整備地

- URが実施する、四箇田団地の集約型団地再生事業に伴い将来発生する2か所の用地のうち、**南側用地**とし、UR住宅の解体後に用地を取得する



【理由】

- (1) 早良体育館、四箇田小学校が近くにあり、公共施設が集積したエリアを形成できる
- (2) 駐車場を早良体育館と相互利用することで、早良体育館の駐車場不足の解消が図れる

4. 導入機能

- ① 既存地域交流センターにある部門・機能をベースとする
- ② 体育館・トレーニングルームは早良体育館が隣接するため整備せず、文化・交流部門を充実させる
- ③ 駐車場を相当台数確保し、早良体育館と共用する

文化・交流部門

◎ 多目的ホール … 楽屋や大道具置場、音響設備の充実

◎ 練習室 … 和太鼓やダンスの練習もできる防音室

◎ 会議室 … 公民館でできない規模の会議ができる部屋

◎ 市民ロビー … 様々な交流が広がる多機能で広いロビー

◎ チャイルドルーム … 一部、託児室機能を備えた部屋

図書館部門

図書館分館

管理部門

事務室等

民間利便施設
部門（※）

※ 今後市場調査等を行い、参入の見込みがあれば導入を検討

敷地内

交流プラザ

駐輪場

駐車場

相当台数確保

共用

早良体育館

5. 今後のスケジュール（予定）

平成27年度 基本構想・基本計画の検討

平成28年度～ 基本構想・基本計画の策定，基本設計着手

平成33年度 開館（最短スケジュールの場合の想定）

2. 「福岡市地域防災計画」の修正について（平成28年度版）

1 「福岡市地域防災計画」修正の根拠

「福岡市地域防災計画」については、災害対策基本法第42条に基づき、毎年度、必要な修正を行っている。

【災害対策基本法第42条 抜粋】

- 1 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

2 平成28年度版について

平成28年度版については、国の防災基本計画や原子力災害対策指針、福岡県地域防災計画等の改定等を踏まえながら、さらに対策の具体化や充実を図るものとする。

（主な修正項目）

- 避難支援対策
- 災害時要援護者避難支援対策
- 原子力災害対策

3 平成28年度版策定のスケジュール

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 平成28年 3月下旬 | 福岡市防災会議幹事会での審議 |
| 4月下旬 | 福岡市防災会議での審議（承認） |
| 6月中旬 | 28年度版「福岡市地域防災計画」の策定及び関係機関等への配付 |

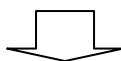
平成 28 年度版「福岡市地域防災計画」の主な修正項目

避難支援対策

○避難勧告等の発令の判断基準及び発令の参考とする河川の基準水位の変更

【現行】

水害における避難勧告等の発令について、河川水位や降雨状況等を目安とした避難勧告等の発令の判断基準を記載するとともに、発令の参考とする情報として、河川の基準水位を記載している。



【修正内容】

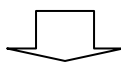
平成 26 年 9 月の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）の改定及び平成 27 年度中に予定されている福岡県による河川の基準水位の設定（数値）の見直しを踏まえ、水害における避難勧告等の発令の判断基準の変更及び発令の参考とする基準水位の変更を行う。

災害時要援護者避難支援対策

○避難行動要支援者名簿に関する事項の地域防災計画への明記

【現行】

名簿の作成方法、その登録対象者の範囲や提供先などについて「福岡市災害時要援護者避難支援対策に関する取組方針（全体計画）」に基づき実施することを記載している。



【修正内容】

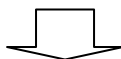
名簿の登録対象者の範囲や提供先などを拡充し、地域防災計画に明記する。

原子力災害対策

○プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）の削除

【現行】

福岡市は、玄海原子力発電所からおよそ 40 km から 60 km 圏内に位置しており、国の原子力災害対策指針による原子力発電所から概ね 30 km を目安とした緊急時の防護措置を準備する区域（UPZ）の圏外であるが、PPA 内に含まれることを前提としている。



【修正内容】

平成 27 年 4 月の国の原子力災害対策指針の改正により、PPA の考え方が削除されたことから、PPA に関する記述を削除する。

避難行動要支援者名簿について(案)

本市においては、全国に先駆けて平成13年度から災害時における要援護者対策に取り組んできたところであるが、東日本大震災の発生を受け、平成25年6月に災害対策基本法が改正されたことから、これまで民生委員・児童委員により作成されてきた「災害時要援護者台帳」を、市の責任のもと作成する「避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）」に改めるもの。

なお、現行の「災害時要援護者台帳」は、名簿に引き継ぐとともに、登録する対象者や提供先の拡充を図るもの。

1. 避難行動要支援者の範囲

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、災害発生時に特に配慮を要する者）のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する次のような状態の者とする。

- ① 移動が困難な人
- ② 日常生活上介助が必要な人
- ③ 情報を入手したり、発信したりすることが困難な人
- ④ **精神的に著しく不安定な状態をきたす人(新規)**

名簿登録対象者

- (1) 以下の要件に該当する在宅の障がい者
 - ・身体障害者手帳1・2級（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
 - ・療育手帳A
 - ・**精神障害者保健福祉手帳1級(新規)**
- (2) 以下の要件に該当する在宅の要介護認定者
 - ・要介護認定3以上
- (3) 避難行動要支援者名簿への登録を希望する以下の要件に該当する者
 - ・障がい者(上記(1)の障がい者の要件に非該当の全ての身体障害者手帳所持者)
 - ・要介護認定者(上記(2)の要介護認定要件に非該当の要介護認定者)
 - ・要支援認定者
 - ・障害支援区分1以上
 - ・**精神障害者保健福祉手帳2, 3級(新規)**
 - ・療育手帳B
 - ・難病患者
 - ・虚弱高齢者

2. 名簿の提供先

名簿に登録された方のうち、自身の名簿情報の外部提供について同意した方の名簿を、下記に提供する。

- ① 校区自治協議会（自主防災組織・自治会・町内会）**(拡充)***
- ② **校区社会福祉協議会(新規)**
- ③ **民生委員・児童委員(新規)**

※現行は希望する校区自治協議会のみ提供

3. 今後のスケジュール

平成28年1月	7区自治協議会代表者への説明 福岡市民生委員・児童委員協議会への説明
2～3月	各区の自治協議会代表者会議への説明
平成28年度	新名簿への移行準備
平成29年度	地域に対する新名簿の貸与開始

3. 「福岡市国民保護計画」の変更について

1 概要

「福岡市国民保護計画」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年9月17日施行。以下「国民保護法」という。）に基づき、福岡市において生じた武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民等の生活の影響が最小となるよう、住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等、福岡市における国民の保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的として策定している。

この「福岡市国民保護計画」について、国の基本指針の変更及び福岡県国民保護計画の変更等に伴う、計画の変更を行ったため、国民保護法第35条第8項の規定に基づき報告するもの。

2 今回の計画変更にかかるスケジュール

平成27年 8月 6日 福岡市国民保護協議会へ諮問

平成27年 11月 19日 福岡市国民保護協議会から答申

平成27年 12月 4日 福岡県との正式協議終了

3 計画変更の概要

国の基本指針変更(平成26年5月)及び県計画変更(平成26年11月)に伴う主な変更

変更項目	内 容
武力攻撃原子力災害が発生した場合の措置の追加	国指針の変更に基づき、県計画において、武力攻撃原子力災害が発生した場合における緊急時モニタリングの実施体制や運用方法等に関する記述が追加されたことに伴い、市計画においても、同様の記述を追加。
警報等の情報伝達手段の追加	国指針の変更に基づき、県計画において、非常時の国民の情報伝達手段として、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) に関する記述が追加されたことに伴い、市計画においても、同様の記述を追加。
大規模集客施設や旅客輸送施設等における救助・避難誘導等、必要な対策の追加	県計画において、大規模集客施設や旅客輸送関連施設等における住民の避難に際しては、市町村長は、施設管理者等と連携し、施設の特性或事態の推移に応じて、国民保護措置を円滑に実施できるよう救助・避難誘導等の必要な対策を行う旨の記述が追加されたことに伴い、市計画においても同様の記述を追加。

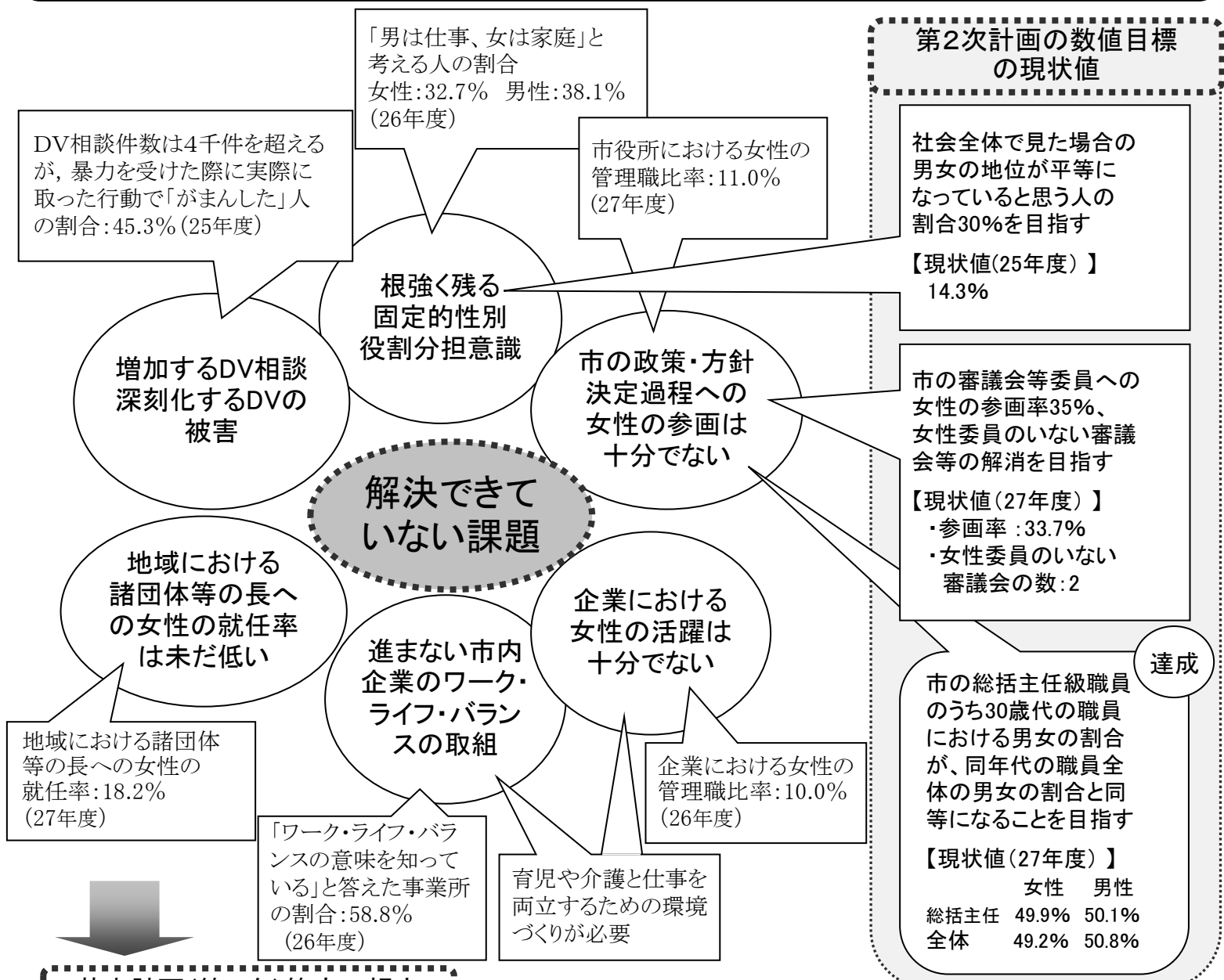
4. 「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」の策定について

男女共同参画基本計画とは

- 男女共同参画社会の実現を目指して、福岡市男女共同参画を推進する条例に基づき策定する、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画
※男女共同参画社会・・・男女が互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会
- 計画期間:平成28年度～平成32年度(第3次) ※18～22年度(第1次), 23～27年度(第2次)

基本計画(第2次)の主な成果

- 福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」を平成23年度に創設。
ほぼすべての校区で、週間にあわせて男女共同参画を推進する取組が行われている。
- ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組み、福岡市総合計画の成果指標「企業における女性管理職比率」の中間目標値7%(平成26年度)を達成。※現状値10.0%(26年度)



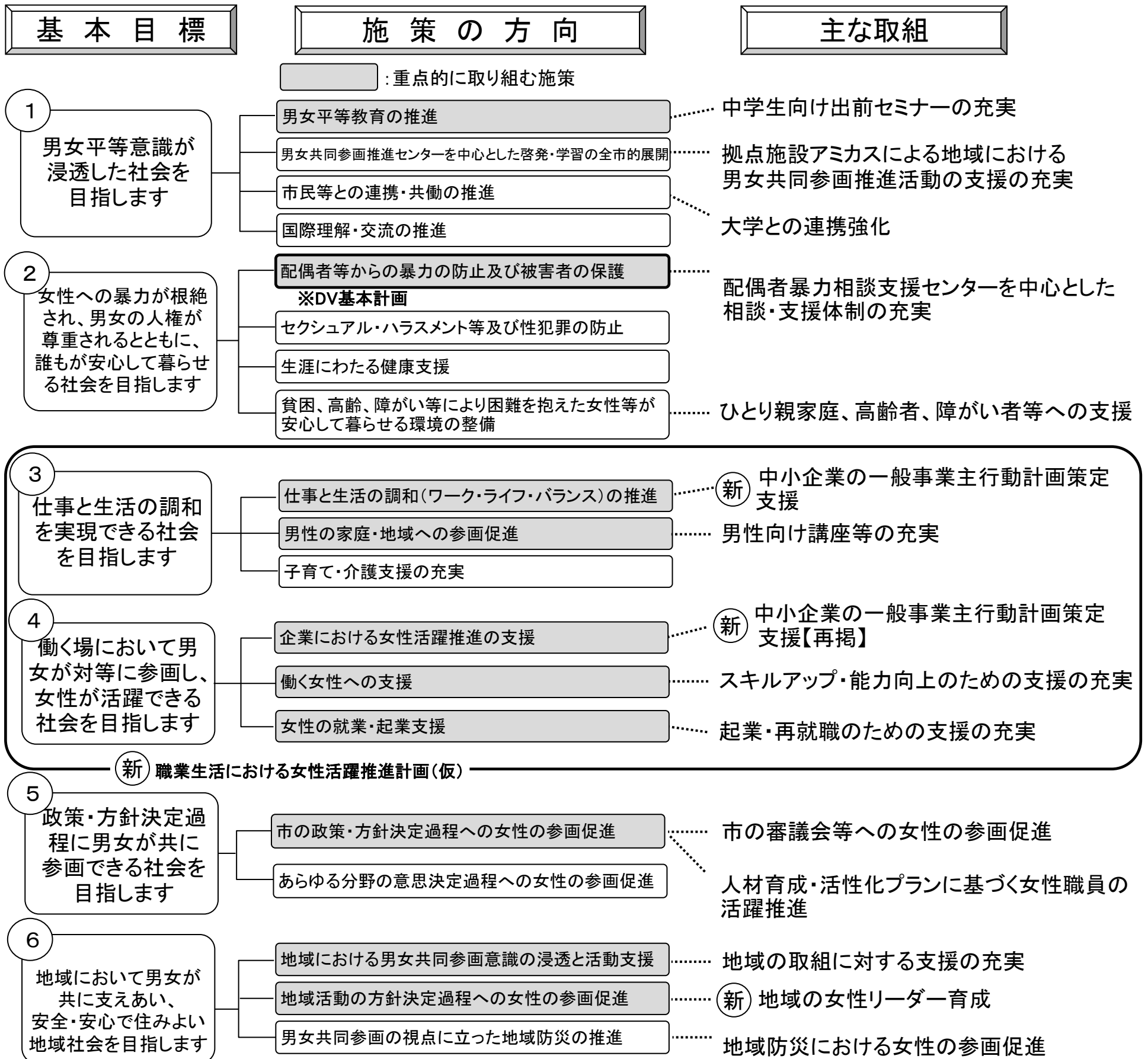
基本計画(第3次)策定の視点

- (1) 社会経済情勢の変化に適切に対応する。
- (2) 上記の課題に取り組み、あらゆる分野での女性の参画を進める。
- (3) 多様な人材の活用、多様な視点の導入を図り、市民の共感を得ながら、将来にわたって豊かで活力に富んだ持続可能な社会を構築する。

策定の基本的考え方

- 6つの基本目標を継続
- 基本目標2(施策の方向1)を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定めるDV基本計画とする
- 基本目標3と4を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める職業生活における女性活躍推進計画(仮)とする
- 数値目標の追加、計画の進捗をモニタリングするための参考指標を引き続き設定

基本計画（第3次）の体系（案）



数値目標(案)

	【目標値(平成32年度)】	【現状値】
(1) 社会全体で見た場合の男女の地位の平等感 ……	30%	14.3%(平成25年度)
(2) 固定的性別役割分担意識の解消度 ……	女性75% 男性70%	女性66.0% 男性60.9%(平成26年度)
(3) 福岡市の企業における女性管理職比率 ……	12%	10.0%(平成26年度)
(4) 福岡市役所における女性管理職比率 ……	15%程度	11.0%(")
(5) 福岡市の審議会等委員への女性の参画率 ……	40%	33.7%(平成27年度)
女性委員のいない審議会等 ……	解消	2 (")

今後のスケジュール

平成28年1月上旬～2月上旬 パブリック・コメント手続きを実施
 平成28年3月 福岡市男女共同参画審議会から答申、「福岡市男女共同参画基本計画(第3次)」策定